

令和5年6月定例会

議案調査資料

税務部

- 議案第 78 号 郡山市税条例等の一部を改正する条例…………… 2 頁
- 専決第 7 号 郡山市税条例等の一部を改正する条例…………… 4 頁

【議案第 78 号】郡山市税条例等の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

2 改正の背景等

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書における記載事項の簡素化(施行日:令和7年1月1日)

区分	改正理由	改正内容
法改正	【背景】 申告記載事項の簡素化を図るため、新たな法規定が創設された。	給与所得者が毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出する個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」について、前年と記載事項の異動がない場合、当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとした法規定の新設（地方税法第 45 条の 3 の 2 第 1 項）にあわせ、郡山市税条例（第 27 条の 2）を改正する。
	【目的】 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する。	
	【効果】 納税者の利便性の向上に資する。	

(2) 森林環境税の導入に伴う改正(施行日:令和6年1月1日)

区分	改正理由	改正内容												
法改正	【背景】 パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る。	【市・県均等割の改正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市均等割</td> <td>3,500 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>県均等割</td> <td>2,500 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>森林環境税</td> <td></td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※これまでの東日本大震災からの復興を図ることを目的とした臨時の特例措置（均等割：市 500 円、県 500 円）が終了し、代わりに森林環境税 1,000 円が増えるため税額の変更はなし。</p>	内容	改正前	改正後	市均等割	3,500 円	3,000 円	県均等割	2,500 円	2,000 円	森林環境税		1,000 円
	内容		改正前	改正後										
	市均等割		3,500 円	3,000 円										
県均等割	2,500 円	2,000 円												
森林環境税		1,000 円												
【目的】 森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に対して譲与する。														
【効果】 森林環境整備及びその促進に資する。														

(3) 軽自動車税（種別割）の車種区分の追加（施行日：令和5年7月1日）

区分	改正理由	改正内容
法改正	【背景】 電動キックボード等に関する制度の整備に伴う新たな区分が創設された。	改正道路交通法において、現行の原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が創設。軽自動車税種別割の税額については、2,000円とする。 【特定小型原動機付自転車】（条件） ・電動で定格出力が0.6kW以下、長さ190cm、幅60cm、以下かつ最高速度20km/h以下のもの。 ・運転免許は不要（16歳未満の運転は禁止） ・ヘルメットの着用は努力義務。
	【目的】 新たに定義される「特定小型原動機付自転車」に係る所要の措置を図る。	
	【効果】 軽自動車税（種別割）の適正化に資するとともに、課税体制の明確化が図られる。	

(4) 固定資産税の特例措置の追加（施行日：公布の日、特例措置については令和5年4月1日から遡及適用）

区分	改正理由	改正内容
法改正	【背景】 一定の要件を満たす長寿命化工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額の特例措置が創設された。	都道府県知事等により「管理計画」の認定を受けたマンション等で、長寿命化工事が実施された場合に次の措置を講じる。 ・令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化工事を行い、その旨を市長に申告した場合、工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分までに限る。）について減額する。 【要件】 ・築後20年以上経過する10戸以上のマンション ・長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施 ・長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保 ・国が示す参酌基準の3分の1とする。 （減額割合は1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内） ・上記内容で規定を整備する条項 附則第10条の2
	【目的】 長寿命化工事に必要な積立金の確保や適切な工事の実施に向けた管理組合の合意形成が推進される。	
	【効果】 高経年マンションの適切な長寿命化工事が促進される。	

(5) その他規定の整備

【専決第7号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに規定を整備する。

2 改正の背景等

郡山市税条例の改正

(1) 軽自動車税 種別割のグリーン化特例（軽課）の期限の変更（施行日：令和5年4月1日）

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容								
法改正	【背景】 ・令和5年度地方税制改正	【特例措置期間の延長に伴う規定の改正】 種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間延長								
	【目的】 ・種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限を変更する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期限の変更</td> <td>令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</td> <td>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	内容	改正前	改正後	期限の変更	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで		
	内容	改正前	改正後							
期限の変更	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで								
【効果】 ・電動車等の一層の普及促進が図られる。	【規定の整備】 ・附則第16条・附則第16条の2									

(2) その他、地方税法等の改正に伴う、引用条項ズレの修正等所要の改正